

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和4年6月17日（金曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前10時44分 散会

付託事件

議案第49号，議案第50号，議案第56号中別表中歳出中第3款及び第10款，報告第11号，報告第12号，報告第13号，報告第14号，報告第15号，報告第18号中別表中歳出

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第49号 水戸市老人福祉センター条例の一部を改正する条例
- ② 議案第50号 水戸市中心身障害児療育指導委員会条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第56号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第3号）中別表中歳出中第3款（民生費）及び第10款（教育費）
- ④ 報告第11号 専決処分について（水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- ⑤ 報告第12号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）
- ⑥ 報告第13号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例）
- ⑦ 報告第14号 専決処分について（新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）
- ⑧ 報告第15号 専決処分について（新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例）
- ⑨ 報告第18号 専決処分について（令和4年度水戸市一般会計補正予算（第2号））中別表中歳出

2 出席委員（7名）

委員長	木本信太郎君	副委員長	森正慶君
委員	萩谷慎一君	委員	土田記代美君
委員	黒木勇君	委員	袴塚孝雄君
委員	田口米蔵君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長 秋葉宗志君

福祉部長兼 福祉事務所長	横須賀 好 洋 君	福祉部副部長 兼福祉事務所 副所長(福祉総務課 長事務取扱)	田 中 誠 一 君
福祉部 福祉事務所参事兼 福祉指導課長	大久保 克 哉 君	生活福祉課長	櫻 井 学 君
障害福祉課長	平 澤 健 一 君	高齢福祉課長	小 林 かおり 君
介護保険課長	高 橋 慎 一 君	こども部長兼 福祉事務所 担当所長	柴 崎 佳 子 君
こども部 福祉事務所参事兼 子育て支援課長	野 口 奈 津 子 君	こども政策 課 長	深 谷 貴 美 君
幼児保育課長	松 本 崇 君	保健医療部長	大 曾 根 明 子 君
保健医療部 副 部 長	小 林 秀 一 郎 君	保 健 所 長	土 井 幹 雄 君
保健医療部 保健所参事兼 保健総務課長	三 宅 陽 子 君	保 健 医 療 部 保健所技監兼 保健衛生課長	前 田 亨 君
地域保健課長	堀 江 博 之 君	保健予防課長	大 冨 要 之 君
国保年金課長	関 根 豊 君	教 育 長	志 田 晴 美 君
教 育 部 長	三 宅 修 君	教育委員会事務局 教育部参事	鴨 志 田 泰 君
教育委員会事務局 教育部参事兼 教育企画課長	菊 池 浩 康 君	教育委員会事務局 教育部参事兼 学校保健給食課長	小 川 佐 栄 子 君
教育委員会事務局 教育部参事兼 歴史文化財課長	小 川 邦 明 君	総合教育研究 所 長	春 原 孝 政 君
学校管理課長	細 谷 康 之 君	学校施設課長	和 田 英 嗣 君
生涯学習課長	湯 澤 康 一 君	中央図書館長	林 栄 一 君
教育研究課長	野 澤 昌 永 君		

6 事務局職員出席者

議事課長補佐	綱 島 卓 也 君	書 記	檜 原 和 則 君
--------	-----------	-----	-----------

午前10時 0分 開議

○木本委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第49号ほか8件であります。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第49号ほか8件を一括議題としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、初めに昨日の質疑で持ち越しとなりました議案第56号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第3号）中別表中歳出中第3款（民生費）及び第10款（教育費）のうち、給食費に対する支援について、執行部より説明願います。

松本幼児教育課長。

○松本幼児教育課長 昨日の委員会での給食費に対する支援の件です。

袴塚委員との質疑応答の際に、私の答弁に一部説明不足がございました。おわび申し上げますとともに、再度説明させていただきます。

今回の幼稚園費における補正予算は、物価高騰の中にあっても、給食費を値上げすることなく、安全、安心な給食を提供するため、市立保育所や民間保育所、市立の幼稚園型認定こども園や私立幼稚園等の給食費に対する材料費や補助金を負担する経費でございます。

市立保育所や市立の幼稚園型認定こども園につきましては、食材料全体の物価高騰分を保護者に負担させることなく公費で負担することとし、安定的に給食を提供するための備えとして、食材料費や食糧費の約10%に相当する額を補正予算枠として提案させていただきました。

民間保育所、私立幼稚園等につきましては、それぞれの施設で食材料等を購入していることから、国の副食費の基準額の約10%に相当する額を、児童1人一月当たりの換算として設定し、民間施設への補助金とする額を補正予算額として提出させていただきました。

議決後は速やかに交付のための準備作業を進め、なるべく早い時期に申請を提出していただき、令和4年4月分から令和5年3月分までを一括して交付したいと考えております。

説明は以上でございます。申し訳ございませんでした。

○木本委員長 それでは、質疑のある方は発言を願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 御答弁いただいてありがとうございました。

この給食費については、今回の議案は要するに値上げ分10%を補填しますよというような議案だったというふうに思います。一方では、値上げ分を全額補填すると、こういうふうな解釈の仕方と、それから4,500円を500円という解釈の仕方と、ちょっと二面性があるような感じがしたので、昨日論議をさせていただいたところでもあります。

いずれにしても、園児たち、または児童・生徒が安心して栄養価の高い、おいしい給食が食べられるということについては、我々委員会一同、皆さん恐らく同じ気持ちだというふうに思いますので、速やかな執行をしていただいて、そしてその給食を預かる担当の皆さん方も、しっかりとその値上げ分については子どもたちのほうに還元していただく、こういうようなことでしっかりやっていただきたい、このように申し上げておきます。ありがとうございます。

○木本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 以上で、提出議案についての質疑は全て終了いたしました。

それでは、これより各議案について御意見等を伺いながら、採決に入ってまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 御異議なしと認め、これより採決に入ります。

採決の方法は、挙手によりお願いいたします。

初めに、議案第49号 水戸市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら、発言願います。

土田委員。

○土田委員 議案第49号につきましては、賛成をいたしますが、一言意見を述べさせていただきます。

せっかくのいい取組でいい施設ができるので、地域の方たちに愛されるような施設になるよう、運営が始まればいろいろなことが起きるでしょうから、丁寧に対処しながら、子どもからお年寄りまで愛される施設になるよう、頑張ってくださいと思います。賛成します。

○木本委員長 ほかに。

袴塚委員。

○袴塚委員 この老人福祉センター、今度子育て機能を付加するというようなことですね。これまで2館、前段にオープンしているあじさいとふれしあですけれども、これも含めて、子育て機能というのは、いくつあっても恐らくお母さん方が行きやすいところに行くということだというふうに思いますので、ほかの施設についても可及的速やかにそういった機能ができるような、そういう体制をつくっていただきたい。

それともう一つ、当然これの運営については、社会福祉協議会が委託を受けるのではないかというふうに思うんですが、せめて地域の町内会長さんの顔くらいは覚えて挨拶ができるようにしっかり社会福祉協議会に言ってください。地域の町内会長が来ても、どなたさんですかと聞くようでは、これは全く地域に根差ししていないから、だからそういう事例がこれまでも幾つかあるので、しっかりとその辺については申入れをしておいていただきたい、お願いしたいと思います。

○木本委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 私もこの議案、賛成いたします。

ただいま袴塚委員からもお話があったように、ふれしあ、それからあじさい、こちらについても、施設が整っていないから子育て機能が入れないというお話もありましたが、市民センターでは今、子育て事業

をやっていますよね。そのとき、マットと遊具を支給するという形でやっているかと思います。そういった形を柔軟に取っていけば、すぐにも対応できることになってくるんじゃないかと、そういうふうにも考えていますので、こちらの対応もよろしく願いいたします。

以上でございます。

○木本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、議案第49号について採決いたします。

議案第49号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○木本委員長 総員挙手であります。

議案第49号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第50号 水戸市中心身障害児療育指導委員会条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言を願います。

土田委員。

○土田委員 議案第50号につきましても賛成をいたしますが、一言意見を述べさせていただきます。

昨今、心身障害、特に発達障害のお子さんが増えている中で、この業務はなかなか大変なことと思いますけれども、これまでそれを担ってきた障害福祉課さんの長年の蓄積、知見、ノウハウ等々あるかと思うんですけれども、そちらとしっかりと連携しながら、お子さんたちによりよい教育を進めていけるように頑張っていたいただきたいと思います。賛成します。

○木本委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、議案第50号について採決いたします。

議案第50号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○木本委員長 総員挙手であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第56号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第3号）中別表中歳出中第3款（民生費）及び第10款（教育費）について、御意見等がございましたら発言願います。

黒木委員。

○黒木委員 議案第56号に関しましては、令和4年度一般会計補正予算（第3号）においては、コロナ禍における原油価格、物価高騰対応に係る緊急対策が盛り込まれております。新型コロナウイルス感染症対策を実施する状況下におきまして、今般、ウクライナ情勢の影響が拡大し、原油や穀物等の価格が高騰し、市民の暮らしを支えるガソリンや食料品などの値上がりが相次いでおります。こうした物価高騰が、市民生活、経済活動に影響を及ぼしており、政府においては、生活者や事業者の負担を軽減できるよう、地方創生臨時交付金の拡充がなされました。

この議案第56号は、生活に困窮する方々の支援や、学校給食費等の負担軽減など、子育て世帯への支援

の実施を行うものであります。

学校給食については、公立小中学校、保育所、幼稚園、また、認定こども園や認可外保育施設等における給食費の負担軽減等について、食材や光熱水費の高騰により、このままだと給食費に影響が出る可能性があるため、本市独自の予算措置を図るものであり、大変に意義ある施策であります。

本補正予算の執行に当たっては、これまでどおりの栄養、バランスの量を保った給食を子どもたちに届けることが必要であり、予算執行がされましたら、教育・保育現場の給食の実施状況の確認が必要であり、担当執行部におかれましては、現場の確認作業を行っていただきたいと考えます。生活に困窮する方々の支援とともに、きめ細やかな適切かつ迅速な実施を図っていただくことを求めます。

以上です。

○木本委員長 ほかにございませんか。

田口委員。

○田口委員 この補正予算については、10款において教育費の中で小学校費、それから幼稚園費ということで、給食に対する増額補正がされている。給食というのはそもそも、教育上、食育、あるいは健康増進ということで、非常に効果が期待されているというところでもありますから、今までどおり給食運営ができるよう、努力していただきたいというふうに思っております。

それで、米粉ということで、意外と笑い話のように感じますけれども、これから非常に大切になってくるような気がするんです。資料なんかで、今はカロリーベースで食料自給率37%ということで、それが米粉を使ったパンを月3回皆さんが食べていただければ、37%から1%食料自給率が上がるというふうにも言われている。

そういうことなので、米というのは限りがありますからね、今、日本は。そういうことで、小麦とブレンドしてもいいですし、コスト的には割高になるというのが一番欠点だと思うので、それらを踏まえながら、学校給食等においてもいろいろ考えていただいて、そういう工夫をしていただいて、いろんな献立を立てていただければというものだけでも。

いずれにしても、子どもたちの健康のために、給食というのは非常に大切でありますので、皆さんの努力に期待したいと思います。

○木本委員長 ほかにございませんか。

萩谷委員。

○萩谷委員 私のほうから、物価高騰に対応した安定的な幼稚園、保育所等給食の供給支援のほう、5,200万円の補正予算が出てきたわけですが、昨日の質疑、袴塚委員から出た論点、ここはすごく大事だと思っています。公立の学校については、食材の値上げに市費をそのまま投じることができるということで、これは対応可能なんですけれども、私立、民間の場合、これがすごく不安定だということを率直に感じました。月500円が上限ということではあるんですが、物価はかなり今後も高騰していくということが出てくるかと思えます。

一つ大事なのは、今後補助要項をつくっていくということですが、きっちり値上げしないということを保証してその補助金を支給するという、そういう制度設計が必要なのが一つ、それから、今後さらに

10%では足りないような事態が起きてくる可能性もあるかと思えます。そういったことにも柔軟に今後対応できるように、制度の拡充などについても御検討いただければと思います。

以上でございます。

○木本委員長 ほかにございませんか。

土田委員。

○土田委員 議案第56号につきましては、賛成をいたしますが、意見を一言言わせていただきます。

後継者支援、子育て支援、給付金等々は黒木委員と一緒にすけれども、必要とされる方、受けられる方が漏れなく受けられるように、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

もう一点、給食につきましては、これも賛成なんですけれども、とにかく子どもたちのおかずが減ったり、パンを減らしたりとかいうことがないように、と言いますのは、以前、ソフト麺を給食に納入していた会社が小麦の価格が上がった中で、苦しくて倒産してしまって、水戸でソフト麺が出せなくなったということがありました。今、パンを給食に納めている業者さんはかなり苦しい中で、無理に水戸市のために頑張っているのだから、パンの回数を減らしてそちらが立ち行かなくなるようなことが起きないようにやっていただきたいと思います。

○木本委員長 そのほかよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 それでは、議案第56号について採決いたします。

議案第56号中別表中歳出中第3款及び第10款について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○木本委員長 総員挙手であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、報告第11号 専決処分について（水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、御意見等がございましたら発言願います。

土田委員。

○土田委員 報告第11号につきましては、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

国保税の限度額は、8年前の平成26年度に77万円から81万円に引き上げられ、それ以来、ほとんど毎年のように4万円、3万円といった値上げを繰り返して、上がり続けてきました。そして、今回とうとう100万円超えの102万円となりました。まるで天井知らずのように、被保険者の負担を増やしていくような限度額引上げに同意できません。

今回の影響額は2,000万円ということですが、コロナ禍及び物価高騰が今続いている中で、市民負担を増やすものであり、国民の健康を守るための制度という本来の意味にも逆行しているものと考えます。

国保税は、そもそも制度上の問題で、被保険者の負担が重過ぎるという現実があります。さらに、今年度から算定方式を変えたことにより、大幅な値上がりとなってしまう世帯がある中で、負担軽減策こそ本市が考えるべき喫緊の課題であります。

根本的には国や県の問題とはいえ、市民の負担軽減のために独自に市町村が値下げに取り組んでいるところもあるわけです。本市も国保会計の黒字や、もうやめてしまった一般会計からの繰入れなどで、値下げこそすべきと考えます。

以上の理由で、本議案には反対いたします。

○木本委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 今回の国保税の改正については、運営協議会のほうでもしっかり論議をさせていただきました。その中で、3方式から2方式に変えるという大きな変革があったわけでありますけれども、そういった中で、市民が安心して健康を守る、こういう形の中では、今回の値上げは必要最小限度ではなかったかと、このように思っております。そういった意味においては、しっかりと運営をしていただいて、国民の負託に応えられるような国保財政の運営をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○木本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、報告第11号について採決いたします。

報告第11号について、承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○木本委員長 挙手多数であります。

よって、報告第11号は承認すべきものと決しました。

次に、報告第12号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、報告第12号について採決いたします。

報告第12号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○木本委員長 総員挙手であります。

よって、報告第12号は承認すべきものと決しました。

次に、報告第13号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例）について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、報告第13号について採決いたします。

報告第13号について、承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○木本委員長 総員挙手であります。

よって、報告第13号は承認すべきものと決しました。

次に、報告第14号 専決処分について（新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する国民健康保険税

の減免に関する条例の一部を改正する条例) について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**木本委員長** ないようですので、報告第14号について採決いたします。

報告第14号について、承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○**木本委員長** 総員挙手であります。

よって、報告第14号は承認すべきものと決しました。

次に、報告第15号 専決処分について（新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例）について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**木本委員長** ないようですので、報告第15号について採決いたします。

報告第15号について、承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○**木本委員長** 総員挙手であります。

よって、報告第15号は承認すべきものと決しました。

次に、報告第18号 専決処分について（令和4年度水戸市一般会計補正予算（第2号））中別表中歳出について、御意見等がございましたら発言願います。

黒木委員。

○**黒木委員** 5月18日、専決処分されました令和4年度一般会計補正予算（第2号）につきましては、市民税非課税世帯等臨時特別給付金経費において、対象とした3,400世帯中、令和4年度に新たに住民税非課税世帯となった3,000世帯へは、確認書を発送するという説明がありました。400世帯へは、市に課税情報がない転入世帯や、家計が急変した世帯などであり、申請方式を取ると説明をいただきました。本来対象となる世帯が、本制度の情報を知らずに申請漏れとならないよう、情報の発信を様々な方法で行っていただきたいと申し上げさせていただきます。

また、新型コロナウイルスワクチン接種券については、4回目接種の対象者は3回目接種の完了から5か月以上が経過した60歳以上の者及び18歳以上60歳未満の者のうち、基礎疾患を有する者、その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者とするのが適当であるとされており、これは非常に分かりにくくなっている部分が、18歳以上60歳未満の者のうち、基礎疾患を有する方への対応であります。この部分につきましては、混乱が起きないように、情報提供を遅滞なく適切に進めていただきまして、万全な接種体制の構築を図っていただくことを求めます。

以上です。

○**木本委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**木本委員長** ないようですので、報告第18号について採決いたします。

報告第18号中別表中歳出について、承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○木本委員長 総員挙手であります。

よって、報告第18号は承認すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案第49号ほか8件についての審査は全て終了いたしました。

なお、この際、本会議における委員会報告書についてお諮りいたします。委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○木本委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、この際、特に執行部より発言を求められておりますので、これを許します。

前田技監兼保健衛生課長。

○前田保健医療部保健所技監兼保健衛生課長 貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、動物愛護の推進を目的とした寄附金の募集につきまして、保健衛生課提出の資料により御説明をいたします。

動物愛護の推進を目的とした寄附金の募集は、動物愛護センター等を設置している一部の自治体では、犬猫の殺処分ゼロや地域猫活動など、目的を明確にした上で、ふるさと納税制度を活用して行われております。

自治体は、ペットブームや動物愛護に対する関心の高さを背景に、広く全国からふるさとに対する納税の形で寄附金を集めやすく、一方で、ふるさと納税の寄附者側には、寄附金額の3割以内に相当する返礼品が自治体から送られるメリットがあり、それらの効果からも、現在定着している状況にあります。

さて、水戸市におきましては、動物愛護センターを設置し2年が経過しました。これまで交通事故等で負傷、衰弱し、治療が困難な猫の安楽死による処分は数頭あったものの、それ以外は飼い主への返還、関係者及び市民の協力により、新たな飼い主に全て譲渡することができました。

一方で、飼養頭数が多いなどの課題もあります。また、保健所の新型コロナウイルス感染症対策業務が新規患者数の減少等によりまして、一定程度軽減され、本来の業務に戻りつつあることから、以前から検討をしておりました動物愛護の推進を目的とした寄附金の募集について、実施することといたしました。

寄附金の受入れにつきましては、水戸市財務規則に規定されておりますが、できるだけ簡便な方法で、寄附額にかかわらず円滑に受け入れられる仕組みをつくり、寄附を受け入れます。

まず、1の目的でございますが、寄附金の募集活動を通じて、市民の動物愛護や適正飼育への関心を高め、市民との協働による動物愛護の推進を図りたいと考えております。

動物愛護センターでは、各種の動物愛護の啓発事業を行っていますが、例えば街頭キャンペーンなどの機会を利用して、街頭募金活動や寄附金募集に関するリーフレットなどにより周知を図り、市民の関心を高めたいと思っております。また、動物愛護センター開設以来、動物愛護のために、市民の皆様から幾らかでも寄附をしたいという声も聞かれ、分かりやすく気軽に寄附できる仕組みが求められておりました。水戸市におきましては、市民の皆様からの寄附による市民との協働がこの寄附の目的でありますことから、趣旨の異なるふるさと納税制度は活用せず、通常の寄附制度で行うこととしております。

また、今年6月11日及び14日発行の茨城新聞の、動物愛護センターに期待する1面掲載記事のとおり、市民の動物愛護に対する関心は非常に高くなっている状況でございます。この追い風を受けまして、寄附を通じて動物愛護や適正飼育の啓発強化を図ってまいります。

次に、2の寄附の申込みの受付方法ですが、基本的に寄附の申込みから寄附金受領書の交付まで、水戸市財務規則に基づき事務処理することとなります。まず、寄附申込み窓口につきましては、所定の様式による申込みが必要になりますので、(1)のとおり、保健所保健衛生課と動物愛護センター、各市民センターの合計36か所のそれぞれに動物愛護推進寄附金申込書を置き、そこで必要事項を記入していただき、受け付けることとしております。

また、(2)の郵送による受付でございますが、寄附を希望される方が市ホームページから申込書をダウンロードし、記入後、保健衛生課へ郵送するか、ダウンロードできない方には申込書を郵送いたしますので、記入後、保健衛生課に返送していただくこととしております。

次に、(3)のいばらき電子申請・届出サービスによる受付でございますが、市のホームページの電子申請・届出のページから、動物愛護を目的とした寄附金の応募の項目を選択いただき、必要事項を入力し、申込みいただくこととしております。

これら寄附の申込みを受けて、保健衛生課では、寄附金の受入れ決定から歳入調定の事務処理を行った後、次の納入手続事務となりますが、寄附者につきましては、3の寄附金の納入方法の(1)から(3)のいずれかを選択していただくこととしております。

最初に、(1)の現金での納入でございますが、取扱い窓口は保健所保健衛生課及び動物愛護センターとしております。この2か所においては、寄附申込みと同時にその場所で現金で納入することができます。

次に、(2)の現金書留による納入でございますが、現金書留による保健衛生課宛て書留により、保健衛生課宛てに郵送していただくこととしております。

次に、(3)の振込による納入でございますが、寄附金申込書をいただいた後に、保健衛生課から納入通知書を郵送いたしますので、その通知書を用いて指定の金融機関等で振り込みいただくこととしております。

なお、寄附金の納入を確認後、寄附者の方に対しては、寄附金受領書とお礼状を郵送させていただくこととしております。

4の寄附金の用途でございますが、今年度につきましては、市民に対する動物愛護の意識の普及啓発のためのイベント等で配布する啓発資材の作成、それから動物愛護センターに保護された犬猫の譲渡を推進するために、必要な経費に充当させていただきます。

また、現段階では、寄附がどの程度集まるのか推定できませんが、寄附が定着し、毎年一定以上の寄附額が見込める状況になった場合には、関係機関と協議しまして、新たな活用方法を検討したいと考えております。

5の周知方法でございますが、市民によく認知されるよう、「広報みと」、市ホームページ及びリーフレット等の配布等により、周知を図ってまいります。

6の募集開始日でございますが、本年7月1日から寄附金の受付を開始することとしております。

動物愛護センターとしましては、当該寄附金の募集を通じまして、市民との協働による動物愛護の取組を

より一層推進してまいります。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○**木本委員長** それでは、内容について、何か御質問等がございましたら、発言を願います。

田口委員。

○**田口委員** この募集ということは、動物愛護の観点からも非常にいいことだと思うんですけども、今説明の中で、まず受付をする。受付をして、決定をして納入と言いましたよね。なぜこういうことするんですか。

○**木本委員長** 前田課長。

○**前田保健医療部保健所技監兼保健衛生課長** 水戸市財務規則に基づいて手続が決めているので、あくまで財務規則の中で運用していくということになりまして、まず寄附を申し込んでいただいて、ある額を寄附します。その寄附額を調定しまして、受け入れる体制をつくっていきます。その上で、納入していただくというようなことも、財務規則上の規定がございますので、それにのっとってやらざるを得ないと思います。一部不便な部分があるのは、そのとおりで思っております。

○**木本委員長** ほかに。

袴塚委員。

○**袴塚委員** 私もよくよく考えてはみたんですけども、寄附自体はやるべきだと思います。それで、ここに眼中にないというか、対象になっていないのは、動物を愛護する子どもさん、それから若年層、こういう方たちというのは、犬とか猫が何かいいことがあるんならば、お小遣いをちょっと入れようかなとか、そういうのも僕はある程度、動物愛護に対する市民意識の醸成だと思うんですよ。

そういう中で、財務規則に今あるということで、それはよく分かるんですけども、募金箱みたいな、これを各市民センターとか市役所の窓口とか、そういうところに置かれて、少ない浄財かも分かりません。けれども、動物愛護に対する市民意識の醸成を図るとすれば、こういうことを水戸市がやって、そして犬猫の殺処分ゼロを目指して、そして譲渡会とか何かをやって皆さんに可愛いがってもらう、そういうことのためにお金を使うんですよと、こういうふうな意識づけをしていただくと、動物を飼うとか、それからうちにいる動物をどうしようか、こういうときの少し考え方の違いが出てくるのかな、そういうようには思うんです。

ですから、寄附金とは別に、募金箱みたいな、今、田口委員が言うように、そんなことを言ったら帰っちゃうということですよ。お礼状が欲しくて寄附する人って、そんなには僕はいないと思う。ふるさと納税は別ですよ。あれは返礼品がもらえなかったら、恐らく寄附する人はいないんだ。だけれども、この場合は、また別の意味、要するに動物愛護という大きな看板の中で、市民意識を醸成することなので、できればそういう形の募金をお考えいただいて、そして市民の目に触れるところで、100円でも200円でも気持ちよく寄附できると、こういうふうな形の浄財を一つ御利用されてはいかかかなと、このように思いますので、ぜひ検討してください。

財務規則には確かにあるんですけども、こんな小面倒くさいことやったらば、誰もやらないよ。幾ら寄附しますかなんて市役所に言ってさ、じゃ、あなたの寄附は受けることで決定しましたと。そんなことをやっていたらさ、殿様が寄附を集めているみたいなものだよ。だからそうじゃなくて、市民一人一人がそういう

意識を持っている方がすばっと入れる。それで、それが浄財として1万円になったり5万円になったよと、それをこんなふうに使ったよというのは、使い方は広報紙か何かに載せればいいわけですから、ぜひそういったこともお考えいただいて、柔軟に広く浅くたくさん集めていただいて、動物の愛護に役立てていただきたいというふうに思います。答弁は結構です。

○木本委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 今の袴塚委員の御説明、本当にすばらしいと思います。私もそれで関連して疑問に思ったことなんですけれども、匿名の方の寄附というのは受入れできるんでしょうか。あと、寄附金って、「広報みと」に年に1回ぐらい、寄附された方の名前とか載せますよね、ああいったことをやっていく予定なんですか。その2点、お願いします。

○木本委員長 前田課長。

○前田保健医療部保健所技監兼保健衛生課長 2点の御質問でございますけれども、まず1点、匿名の寄附は、申込書の中に氏名、住所という記載欄がありまして、かつ調定するに当たって名前なしでは受け入れられないので、全く匿名での寄附は受け入れられないかと考えております。（令和4年7月8日文教福祉委員会訂正）

それから、公表につきましては、寄附申込書の中に、氏名の公表は可か、それとも氏名の公表はしないのか。寄附者名を公表していいという方につきましては、市のホームページ上で寄附者の氏名を公表させていただきたいと考えております。

以上です。

○木本委員長 よろしいですか。

そのほかございませんか。

田口委員。

○田口委員 寄附者名の公表という、希望者や承諾をもらった方だけは載せていいというけれども、それはおかしいと思うな。例えば、社協でしたっけ、使用済み切手ってありますよね。あれは寄附者の名前を広報紙に公表するんですよ。そのときに、あれは承諾を取ってないですからね。そのやり方というのはよく検討していただいたほうがいい。載せていただこうと思った方が載らなかったということはないと思うんですけれども、ここは統一したほうがいいような気がするんですけれども。答弁は結構です。

○木本委員長 土田委員。

○土田委員 動物愛護センターにつきましては、この2年間、本当に人も予算もかつかつの中でよく頑張ってきてくださっていると思っています。予算を拡充して人を増やしてという思いでいる中で、少しでも活動が広がるように取り組んでいただければいいと思うんですけれども。

結局よく蛇口を閉めると言いますけれども、避妊・去勢手術の徹底とか、飼い主さんの放し飼いをなくすとか、保護犬が生まれにくい状況は、教育と啓発、それが一番重要かと思って、そこは本当にしっかり取り組んでいただきたいところで、連休中に七ツ洞公園で愛護センターも一緒になったイベントに私行ったんですけれども、そのときに水戸市愛護センターでしっかりしたチラシとメモ用紙とセットになった啓発グッズを配っていらしたんですけれども、これはすばらしいなと思ったんですけども、そこに行かないと、そこに

行ってたまたま受け取らないと届かないと、こういうものがいろいろなところで市民に手に届くと、啓発も広がるのかなと思いつながら、お金が足りないんだろうなと思っていたので、そういったところを拡充して行って、頑張っていたきたいと思つます。要望なので答弁はいいです。

○木本委員長 そのほかございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、この件について終わります。

次に、水戸市歯科医師会との意見を聞く会についてでございます。

本件につきましては、さきの委員会におきまして開催を決定したところでございますが、日程につきましては、7月21日木曜日の午後3時から、当委員会室において開催したいと思つますので、御承知おき願ひます。なお、テーマにつきましては、「コロナ社会における歯科保健に関する協働事業の現況について」とさせていただきますので、あわせて御承知おき願ひます。

次に、当委員会の行政視察についてでございます。

本件につきましては、お手元に配付いたしました行政視察（案）のとおり、7月25日月曜日から27日水曜日までの2泊3日、松山市及び姫路市の行政視察を実施したいと思つますが、いかがでしょうか。

黒木委員。

○黒木委員 調査事項の姫路市の書き方なんですけれども、マイナンバーカードと書いてあると総務環境委員会じゃないかとなつてしまいますので、書き方について事務局のほうで、マイナンバーカードを使った高齢者の健康増進のポイントを利用するなど、その辺の書き方だけ。

○木本委員長 あくまでも文教福祉委員会に関わる内容で視察を行います。

ほかよろしいですか。

ないようであれば、そのようにさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

なお、引き続き新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえて、調整を進めてまいりたいと思つますので、よろしくお願ひいたします。

次に、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました閉会中所管事務調査一覧表のとおり、当委員会から議長に対しまして申出をしたいと思つますが、これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 御異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時44分 散会